

万江小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

1 いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、解決に当たる。

2 いじめの定義

いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

（1） 学校内の組織

①いじめ防止対策推進委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、週1回全職員で気になる児童や言動等について、現状や指導についての情報の交換、及び職員の課題解決に向けての共通行動・対応についての話し合いを行う。緊急ないじめ問題が発生した場合は、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催し、敏速な対応を行う。また、いじめ防止対策推進委員会の中核となって動く推進委員に職員3名を置く。

②いじめ防止対策推進委員の役割

推進委員には生徒指導主任・人権教育主任・養護教諭の3名があたり、以下の役割を果たす。

- ①取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核。
- ②いじめの相談・通報の窓口。
- ③いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有。
- ④児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定。
- ⑤保護者との連携等、組織的な対策を実施する場合の中核。

(2) 家庭や地域と連携した組織

①「万江小学校いじめ問題対策連絡協議会」の設置

万江小学校は、いじめ等に関係する問題の早期発見、未然防止、いじめへの対処等を協議する「万江小学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

②組織のメンバー

組織のメンバーは、校長、教頭、教務、いじめ防止対策推進委員（3名）、PTA代表、地域代表（区長）、地域学識経験者、青年団代表、山江中学校長で組織する。

③組織の役割

学校間、学校、家庭・地域間で、いじめを許さない学校づくりに向けて連携・協働して取り組む体制づくりを推進する。

(3) 警察、関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署や関係機関等と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署や関係機関等に通報し、適切に、援助を求める。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

◎年間計画の策定

○前年度の学校の実態調査をもとに、学校のいじめの内容に関する課題や児童の実態、保護者のニーズを明らかにする。

○授業改善にかかわる取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性育成など目的とした取組、いじめに関する学習に関する取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、心のアンケートや定期的個人面談などについて、「未然防止」と「早期発見」に資する取組を洗い出す。

○いじめ防止対策推進委員会を中心に学校職員全員で「未然防止」「早期発見」に向けての年間計画を立案する。

○学校基本方針が策定された後、全ての教職員に趣旨を説明し、共通理解を図り、課題解決に向けて共通行動、共通対応ができるようにする。

○学校基本方針が策定された後、保護者・地域に対して、趣旨を説明する（ホームページへの公表も含む）ことで、保護者・地域との協力体制を強化する。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の時期

①取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正

○年間計画の検証

いじめ防止対策委員会で学期末毎に、取組評価アンケートを実施し、長期休業中に取組の見直しを行う。

○教職員の共通理解と意識啓発

各学期に実施する「取組評価アンケート」の分析結果についてもその都度知らせ、改善点を周知する。

○保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

取組の進捗状況や得られた成果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、情報を発信し、意識の啓発を図る。

②学校評価における留意事項

本校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行う。

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

①道徳教育

○年間を通して、「命を大切にできる心」を育む指導プログラムを実施し、かけがいのない自他の生命を尊重する心を育成する。

○校内研修等で道徳等の指導力を伸ばす。授業では、自分の失敗談や感動した体験を語り、児童の心に響く授業を推進する。

○児童同士の人間関係を育てるために、自分の気持ちや意見をはっきりと、しかも、相手への思いやりの気持ちを忘れず表現するコミュニケーション能力を育てる。相手への思いやりの気持ちを忘れず、自分の気持ちや意見をきちんと相手に伝えることが大切である。相手の気持ちを傷つけずに、自分の思いを相手に伝える伝え方（非攻撃的自己主張）が、できるようにする。

○「自分には、いろいろ欠点もあるけど自分が好き」という自尊感情を育てる。そして、自分のことを大切に思うことを、人を大切にしようという気持ちにつなげる。

○授業中の正しい姿勢や発表の仕方や聞き方、約束の遵守、善悪の判断等の指導の徹底を図る。守れていない児童を全員で注意できるようにし、学校内での規律厳守を徹底する。

②人権教育

○学期毎に人権旬間を設け、人権を大切さに気付き、自分のや他の人の実験を尊重できるクラスや学校づくりを推進する。

○10月に行われる「熊本県人権こども集会」に、6年生と5年生の運営委員会児童が参加することを通して、万江小のリーダーとして、いじめのないみんなが安心して過ごせる学校を作っていくため人権について学び、人権に関する意識を高める機会とする。参加した児童は、後日の人権集会で、全校児童に内容や感想を発表する。

○職員は、学級や学校の人権課題をもとに、その解消に向け、解決方法を考え、

実践し、児童・教師の変容を記録する人権レポートを作成する。

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長する例もある。「教師の言動が児童にどのように影響するのか」、「障がいをもつ児童についての理解を深める」等、研修を組み、教師の力量を伸ばす。

③心のアンケートの作成と活用

○年度当初に、より効果的に調査できる「心のアンケート」を再検討し、毎月実施する。心のアンケートで変化が見られた場合は教育相談を実施する。心のアンケートや教育相談で得られた児童の課題を解決するために、ソーシャルスキルや構成的グループエンカウンター等の技法を使って人権を尊重し合う集団づくりとコミュニケーション能力の育成を図る。

④体験活動

○異年齢集団による「なかよし班活動（縦割り班活動）」を入れ、上下級生間の交流を図る。また、班での活動を通して、下級生には上級生へのあこがれの気持ちを持たせ、上級生にはリーダーとしての資質の向上を図ったり、自己有用感を味わわせたりする。

○人とつながる喜びを味わうことのできる体験活動を計画し、実践する。友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を図る。

⑤児童会活動

○あいさつ運動

毎月8の付く日の朝に、校区内で中学校、保護者、地域の方々と連携し、あいさつ運動を実施し、心のきずなを深める。

⑥心のきずなを深める月間（6月）

6月を児童同士のきずなを深め、いじめを許さない学校・学級づくりに対する意識を高める月間とし、授業や児童会を中心とした取組や集会を実施する。

⑦授業の改善

○学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的態度、また、それらに対する冷やかしからいなどは、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。そして、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環を引き起こし、生徒指導上の諸問題に発展する恐れもある。全ての児童が意欲的に授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善があれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。校内研修を中心に、授業を担当する全ての教員が公開授業を行って、互いの授業を参観できるようにし、授業の改善を図る。

○一人一人が活躍できる活動の推進

- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える学級会活動や委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの充実

○安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける「活用する力」「言語活動」の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

⑧情報モラル教育

インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。

○情報モラル教育の学校総体での取組

- ・児童の実態の把握や整理
- ・年間指導計画の作成
- ・指導方法の検討
- ・実際の指導と評価

○小中連繫による取組の推進

(4) いじめ早期発見のための取組と実施時期

学校は、学校におけるいじめを早期に発見するために、学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な取組を行う。

①いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

○「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

○担任教師等は日頃から子どもたちと積極的にあいさつや会話を交わし、児童・教師間の信頼関係づくりに努め、相談にしやすい雰囲気作りに努める。

○いじめの早期発見を図るために、児童理解の時間を週1回確保する。また、「学校生活に関する心のアンケート(いじめ調査)」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し教育相談を実施することでいじめゼロの学校づくりを目指す。また、効果的に児童理解を推進するために、学校総体で健康相談活動やアセス(学校環境適応感尺度)を年間2回行い、子どもの置かれた状況を把握する。

○保護者にも、家庭での子どもの様子に関するアンケートを学期に1回行う。気になることがあればすぐに学校に相談する体制づくりを推進する。

○気になることがある場合には、担当教師等が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

☆早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気付くこと
- ②気付いた情報を確実に共有すること
- ③情報に基づき速やかに対応すること

☆早期発見に必要なこと

目撃情報等を毎週集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制を作る。

○校内研修においても、自尊感情や自己肯定感を高めたり、児童同士の人間関係調整能力を伸ばしたりする研修等、いじめ防止に関する研修を行う。

②関係機関との連携

「熊本県子どもいじめ相談電話」等、相談機関を児童や保護者に周知徹底する。

5 いじめに対する措置

(1) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

①いじめの事実確認

○いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決に当たる。

○いじめアンケート等でいじめが発覚した場合は、情報収集を綿密に行う。事実確認をした上で、いじめ防止対策推進委員会を招集し、今後の対応を協議する。

○いじめにの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる

○学校内では解決できない場合は、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。

②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

○いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

○事実に係る情報をいじめを受けた児童の保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

○いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

○いじめを受けた児童が生命及び身体の安全を確保するために、必要であればいじめた児童を出席停止等の措置をとる。

○傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめていることと同様であるということ指導する。

○いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断する。すべての児童が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

④家庭や地域、関係機関と連携した取組

○いじめ問題が起きたときには家庭との連繫をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「心の相談室」等のいじめ問題など相談窓口の利用も検討する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署との連携を図り、深刻な事態へ対応する。

6 重大事態への対処関係

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一滴関連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ問題対応マニュアル

山江村立万江小学校

1 いじめ問題への対応

(1) いじめ問題発見

◆保護者から◆本人からの訴え◆まわりの児童からの報告◆教師の発見

(2) すぐに対応する（担任・いじめ対策推進委員、校長、教頭、関係職員）

①事実を把握し、報告する。

◆発見職員→担任→いじめ防止対策推進委員→教頭→校長

②共通理解し、対応について協議する。

◆いじめ防止対策推進委員会で検討する。

③必要に応じて関係機関（村教委・主任児童委員等）との連携を図る。（教頭・校長）

(3) 被害児童・加害児童への指導（担任・いじめ対策推進委員）

①状況により、学級、全体での指導を進める。

(4) 保護者への対応（担任・いじめ対策推進委員・教務・教頭・校長）

①被害児童の保護者へ

◆実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

②加害児童の保護者へ

◆事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

(5) 児童への指導の継続

①状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

②指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

◆解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。

③事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

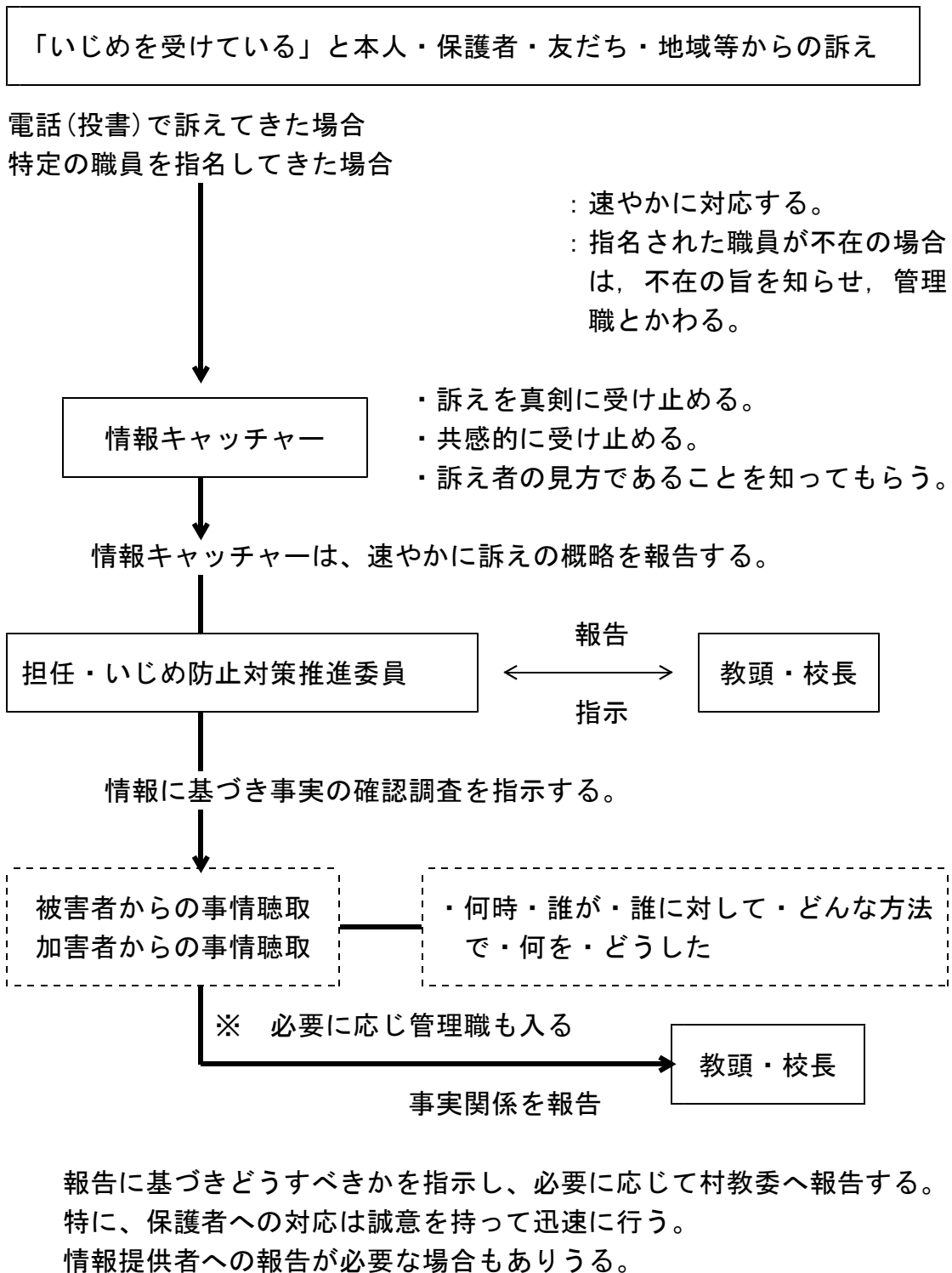
④人間関係の修復

(6) 解消

①各種の状況をもとにいじめ対策推進委員会で検討し、校長が判断する。

問題発生時の対応例

(1) いじめ



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報をキャッチした場合

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者に報告。

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告。
 - ア「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）。
 - イ「相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）。
 - ☆「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」。

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

①学校が調査主体の場合

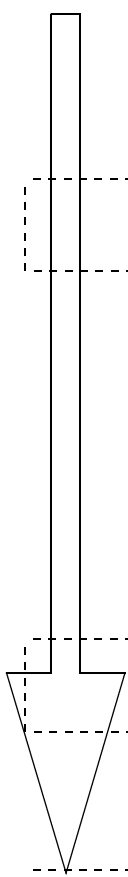
学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織の設置

- ☆組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ☆第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

●調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ☆いじめ行為の事実関係を網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ☆たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。



☆これまでに学校が先行して調査をしている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する場合もある。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

☆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告をすることが望ましい。）

☆関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を縦に説明を怠るようなことがあってはならない。

☆得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置をとる。

●調査結果を学校の設置者に報告

☆いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な処置

②学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力